

一般財団法人 茨城県建築センター

確認検査業務約款

平成 29 年 10 月 1 日

第 1 条（責務）

建築主、設置者又は築造主（以下「甲」という。）及び一般財団法人茨城県建築センター（以下「乙」という。）は、建築基準法（以下「法」という。）並びにこれに基づく命令及び条例を遵守し、この約款（申請書及び引受書を含む。以下同じ。）及び「一般財団法人茨城県建築センター確認検査業務規程」（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

- 2 甲は乙への建築確認申請書及び添付図書について事実と相違ないことを記載しなければならない。
- 3 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受書に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。
- 4 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 5 甲は、別に定める一般財団法人茨城県建築センター確認検査業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）に基づき算定され、引受書に定められた額の手数料を、第 3 条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。但し、別に契約等により支払期日が定められている場合は、それによる。
- 6 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受書に定められた業務の対象の建築物、建築設備、又は工作物（以下「対象建築物等」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- 7 甲は、乙が確認及び検査業務を行う際に、対象建築物等、対象建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。
- 8 甲は、乙の確認業務において、乙が甲に対し申請書並びにこれらに添えた図書及び書類（以下「申請書等」という。）に不備（申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるものに限る。以下同じ。）がある場合に相当の期限を定めて申請書等の補正を求めたとき又は申請書等の記載事項に不明確な点がある場合に相当の期限を定めて当該不明確な点を説明するための書類（以下「追加説明書」という。）の提出を求めたときは、遅滞なく必要な措置をとらなければならない。
- 9 甲は、法第 6 条の 2 第 3 項に規定する構造計算適合性判定（以下単に「判定」という。）を要するものであるときは、次条に規定する業務期日の末日までに、法第 6 条の 2 第 7 項の規定による適合判定通知書（対象建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された指定構造計算適合性判定機関が交付する通知書をいう。以下同じ。）又はその写しを乙に提出しなければならない。
- 10 甲は、乙の完了検査業務において、乙が甲に対し建築基準法施行規則第 4 条の 5 の 2 の規定による検査済証を交付できない旨の通知書を交付し、期限を定めて追加説明書の提出を求めたときは、遅滞なく必要な措置をとらなければならない。

第 2 条（業務期日）

乙の確認業務期日は、別表の標準日数（引き受けした日は、標準日数に含まない。）に

よる。但し、申請建築物等が特殊な計画の場合等これによることが不適當の場合は、引受書に定める日とする。

- 2 対象建築物が判定を要するものであって、甲から、前項による確認業務期日以内に前条第9項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出がない場合は、当該適合判定通知書等の提出があるまで、当該確認業務期日が延長されたものとみなす。
- 3 乙は、前条第8項の場合、乙が甲に対し書面で求めた日から当該申請書等の補正が行われた日又は追加説明書の提出を受けた日までの期間、前条第3項の日数に含まないものとする。
- 4 乙は、甲が前条第6項及び第7項に定める責務を怠った時その他乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲乙協議して定める。
- 5 乙は、甲が前条第8項に定める期限内に必要な措置をとらなかった場合、その時点で乙の確認業務を完了する。
- 6 乙は、法第6条の2第9項の規定による適合するかどうかを決定できない旨の通知書を申請書等の補正又は追加説明書の提出を求めずに甲に交付した場合、その時点で乙の確認業務を完了する。
- 7 乙は、甲が前条第10項に定める期間内に必要な措置をとらなかった場合、その時点で乙の完了検査業務を完了する。

第3条（支払期日）

甲の支払期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

- (1) 確認の申請手数料 引受書交付日
 - (2) 中間検査の申請手数料 中間検査引受証交付日
 - (3) 完了検査の申請手数料 完了検査引受証交付日
 - (4) 仮使用認定の申請手数料 引受書交付日
- 2 甲は、手数料を前項の支払期日までに、現金又は乙の指定する銀行口座に振り込みの方法で支払うものとする（但し、手数料の納入について事前に覚書等を締結している場合は、それによる。）。

第4条（確認審査中の計画変更）

甲は、確認済証の交付前までに甲の都合により対象建築物等の計画を変更する場合は、速やかに当該確認の申請を取り下げなければならない。

- 2 前項の申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

第5条（甲の解除権）

甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なく、第2条の各項に掲げる業務を当該各項に定める業務期日までに完了せず、またその見込みのない場合
 - (2) 乙がこの契約に違反したことに付き、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、

その賠償の責めに任じないものとする。

- 4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料が未だ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。
- 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

第6条（乙の解除権）

乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が、正当な理由なく、第3条第1項の各号に掲げる手数料を当該各号に定める支払期日までに支払わない場合
 - (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- 2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料が未だ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

第7条（計画の特定行政庁への通知）

乙は、この契約を締結した後、対象建築物等（建築物に限る。）の計画の概要を、建築場所の特定行政庁へ通知する。

- 2 前項の通知によって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

第8条（電子申請）

甲の確認申請、中間検査申請又は完了検査申請が電子申請によって行われた場合、乙は、次の各号に掲げるものについて、電子情報処理組織にて交付する。但し、甲乙協議により、別途の交付方法により行うことができるものとする。

- (1) 規程第18条第3項の引受書
 - (2) 規程第28条第3項の中間検査引受証及び規程第35条第3項の完了検査引受証
 - (3) 規程第23条第1項の適合しない旨の通知書及び適合するかどうかを決定することができない旨の通知書
 - (4) 規程第31条第1項の中間検査合格証を交付できない旨の通知書
 - (5) 規程第38条第1項の検査済証を交付できない旨の通知書
 - (6) 規程第23条第2項における確認申請書の副本
- 2 乙が電子署名を付して交付する電磁的記録に付与された電子署名の有効性が確認できる期間は、確認済証等交付の際に乙が電子署名を付してから10年とする。なお、当該電子署名の有効性が確認できる期間の延長については、当該期間内にタイムスタンプを付することを必要とする。
- 3 乙は、規程第13条に規定する確認検査業務を行う時間（以下、「業務時間」という。）内に電子申請に係る電磁的記録が到達した場合は速やかに、業務時間外に電子申請に係

る電磁的記録が到達した場合は次の業務時間内に、それぞれ規程第18条第1項、第28条第1項又は第35条第1項に規定する審査を行い、当該申請を引き受けるものとする。

4 乙の電子申請に係る業務を行う事務所は、規程第14条第2項に規定する事務所とする。

第9条（秘密保持）

乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密及び個人情報を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第10条（損害賠償）

甲及び乙はこの契約に定める業務に関して発生した損害に係る賠償額を相手方に請求することができる。ただし、その損害賠償請求額の上限を申請手数料の10倍までとする。

第11条（別途協議）

この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

(別表)

建築確認の標準日数

- ① 建築基準法（以下「法」という。）第6条第1項第4号の建築物、法第6条の4の規定による特例のある建築物、建築基準法施行令（以下「令」という。）第146条第1項の建築設備及び令第138条第1項の工作物 7日（規程第13条に規定する休日は含まない。②において同じ。）
- ② 上記①以外の建築物 21日

上記に係わらず次に該当する場合は、上記の日数にそれぞれを加算した日数（最大14日）とする。

- ア 判定を要するもののうち、法第6条の3第1項ただし書の規定により審査を行う建築物 14日
- イ 階避難安全検証法又は全館避難安全検証法を用いた建築物 3日
- ウ 耐火性能検証法又は防火区画検証法を用いた建築物 3日
- エ 天空率を用いた建築物 3日